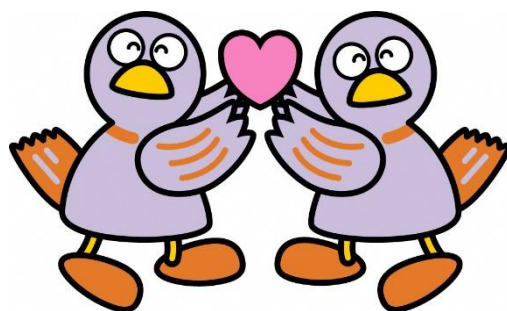


令和 7 年度版

いじめ防止基本方針



令和 7 年 4 月

川越市立霞ヶ関北小学校

目 次

はじめに	2
第1章 学校いじめ防止基本方針	3
1 いじめの防止等に関する基本理念	3
2 いじめの定義	3
第2章 学校におけるいじめの防止等のための対策	
1 いじめの防止等のための組織	4
2 いじめの未然防止に関する指針	5
3 いじめの早期発見に関する指針	6
4 いじめへの対応に関する指針	6
5 川越市教育委員会との連携	8
6 いじめの解消に関する指針	6
7 保護者・地域との連携	9
第3章 重大事態への対処	10
1 学校による調査・報告	10

は じ め に

子どもは、社会にとってかけがえのない存在であり、その一人ひとりの心と体は大切にされなければならない。今や国の課題として挙げられるいじめは、いじめを受けた子どもの教育を受ける権利を侵害し、心と体の健全な成長及び人格の形成に深刻な影響をもたらすだけでなく、子どもの生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがあり、基本的人権を侵害するものである。いじめは、いつでもどこにおいても起こり得ると同時に、どの子どもも、いじめを受ける側にも、いじめをする側にもなり得るものである。このようないじめを防止し、次代を担う子どもが健やかに成長し、安心して学ぶことができる環境を実現することは、学校、教育委員会、家庭、地域を含めた、社会全体が取り組むべき重要な課題である。

川越市においては、平成25年6月28日に公布された「いじめ防止対策推進法」（平成25年法律第71号。以下「法」という。）、平成25年10月11日に策定された「いじめの防止等のための基本的な方針」（以下「国の基本方針」という。）を踏まえ、子ども一人ひとりの尊厳を大切にし、相互に尊重し合う社会の実現のため、平成26年11月21日、いじめの防止等についての基本理念を明らかにし、いじめの防止等のための施策を総合的かつ効果的に推進していくため、「川越市いじめの防止等のための基本的な方針」（以下「川越市基本方針」という。）を策定された。

そして、平成29年3月16日の国の基本方針の改定並びに平成29年7月の「埼玉県いじめの防止等のための基本的な方針」（以下「埼玉県基本方針」）の改定及び川越市の状況を踏まえ、川越市基本方針が改定された。

学校は、保護者、地域住民、関係機関と連携を図り、学校全体でいじめの防止・早期発見に取り組むとともに、いじめの事実を確認したときは、適切かつ迅速に対応する責務を有する。本校においては、「いじめ防止対策推進法」第13条の規定を踏まえ、国の基本方針、埼玉県基本方針及び川越市基本方針を参考にして、どのようにいじめの防止等の取組を行うかについての基本的な方向や取組の内容等を本校のいじめ防止基本方針として定めた。

第1章 学校いじめ防止基本方針

1 いじめの防止等に関する基本理念

- 全ての児童生徒が安心して学校生活を送れるよう、いじめの防止等の対策を強化する。
- 「いじめは絶対に許されない行為である」との考えに基づき、全ての児童生徒に対して、いじめをしない心を育てる。
- 学校、家庭、地域、関係機関は、いじめられている児童生徒を守ることを共通認識とし、連携していじめの根絶に努める。

- (1) 日常的にいじめ問題について触れ、児童に「いじめを絶対に許さない」心を育てること。
- (2) いじめは、大人に気付きにくいところで行われることが多いため、児童生徒からのいじめのサインを、大人が見逃さないようにすること。
- (3) いじめ問題に対し、学校、家庭、地域、関係機関が連携し、あらゆる教育活動を通して「思いやりの心」を育て、全ての児童が安心して学校生活を送れるよう、いじめのない学校づくりをすること。
- (4) いじめが発生した場合に備え、迅速に組織的な対応がとれるよう、日頃より校内の体制を整備すること。
- (5) いじめ問題が発生した場合には、学校、家庭、地域で情報を共有し、いじめられている児童を絶対を守り通すとともに、いじめている児童には、教育的配慮の下、毅然とした対応と粘り強い指導を行うこと。

2 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（「いじめ防止対策推進法」第2条）

具体的ないじめの事態例

- ・冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

留意事項

- | |
|---|
| <p>(1) 個々の行為がいじめに該当するか否かの判断は、表面的・形式的にならないよう、いじめられた児童の立場に立つて行う。また、いじめの認知については「校内いじめ対策委員会」を活用して行う。</p> <p>(2) けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。</p> <p>(3) いじめられている児童の中には、自分が被害者である自覚がない場合があるが、聞き取り調査等でいじめの事実が確認された場合にはいじめとして対応する。</p> <p>(4) いじめの中に、犯罪行為として取り扱われるべきと認められるものや、生命、身体等に重大な被害が生じるようなものは、教育的配慮や被害者の意向への配慮の上で、警察と連携して対応する。</p> |
| |
| |

第2章 学校におけるいじめの防止等のための対策

1 いじめの防止等のための組織

学校は、法第22条の規定を踏まえ、いじめの未然防止、いじめの早期発見及びいじめへの対応等に関する措置を実効的に行うため、各学校において組織的な対応を行う際の中核となる常設の組織として「学校いじめ対策委員会」を置く。また、以下のとおり校長を中心に協力体制を確立し、組織的な指導体制をもっていじめの防止に努める。

(1) 学校いじめ対策委員会

校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、教育相談主任、学年、養護教諭、特別支援コーディネーター

- 重大事案の調査や児童生徒のケアが必要な際に、自治会長や主任児童委員、スクールカウンセラーを活用するなど、臨機応変に対応できる委員会とする。
- 「校内いじめ対策委員会」で情報を共有し、組織的に対応する。
- いじめの問題等に関する指導記録を保存し、児童生徒の進学・進級や転学の際、適切に引継ぎや情報提供ができる体制をとる。

学校いじめ対策委員会の具体的な役割は次の通りである。

1. いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを行う役割
2. 学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核としての役割
3. いじめの相談・通報の窓口としての役割
4. いじめに係る情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共

有を行う役割

5. いじめに係る情報があつた時には、緊急会議を開催するなどし、情報の迅速な共有及び関係児童生徒に対するアンケート調査、聴き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う役割
6. いじめを受けている児童生徒に対する支援やいじめをしている児童生徒に対する指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する役割
7. 重大事態発生の際の調査機関としての役割

2 いじめの未然防止に関する指針

児童が、周囲の友人や教職員と信頼できる関係の中、安心・安全に学校生活を送ることができるよう、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくり、学校づくりを行う。

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none">(1) 日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気を学校全体に醸成することを通して、いじめに対して傍観者となることなく、積極的に解決しようとする児童生徒の育成を図る。(2) 自他の生命の尊重について、各教科、道徳科、特別活動、総合的な学習の時間等のあらゆる機会において、継続的・計画的な指導を充実させ、暴力行為の根絶と命の大切さの指導の徹底を図る。(3) 児童生徒がいじめの問題を自分のこととして捉え、いじめとは何かについて考えたものを、具体的に列挙して目につく場所に掲示するなどにより、児童生徒と教職員がいじめについての認識を共有する。(4) 道徳教育や、言語環境の整備等を含めた人権教育の充実、読書活動・体験活動の推進により、お互いの人格を尊重する態度や他者と円滑にコミュニケーションを図る能力を育てる。また、児童生徒が主体的に自ら成長することを促すための社会性や人間関係スキルを高める意図的・計画的な指導を充実させる。(5) いじめが発生する背景に、勉強や人間関係等のストレスが要因の一つとして関わっていることを踏まえ、一人ひとりを大切にしたいわかる授業、楽しい授業づくりを実現し、基礎学力の定着を図るとともに、一人ひとりが活躍できる集団づくりを進める。(6) 一人ひとりの児童生徒の個性等への理解を深め、児童生徒が自分の存在を価値あるものと受け止められるよう、学校の教育活動全体を通じ、一人ひとりが活躍できる機会を提供する。(7) 道徳科の授業はもとより、学級活動、児童会・生徒会活動等の特別活動において、児童生徒が自らいじめの問題について考え、議論する活動を通して、いじめに正面から向き合い、主体的にいじめの防止を訴える取組を推進する。(8) 学習面及びいじめ対応を含めた生徒指導面の両面における、9年間を見通した指導体制の充実を図るため、小中連携を一層推進する。 |
|--|

3 いじめの早期発見に関する指針

いじめは大人の目の届きにくいところで発生しており、学校・家庭・地域が協力し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知する。

- (1) 日常的な児童生徒相互の人間関係の把握に努める。特に、遅刻や欠席の増加、服装や言葉遣いの乱れなどの変化は、いじめをはじめとする人間関係の変化の可能性を含むものと捉え、学校全体で情報を共有し、早期に対応する。
- (2) 定期的にアンケート調査や教育相談を実施する等により、児童生徒及び保護者が日頃からいじめを訴えやすい機会や場をつくる。
- (3) 生活ノートや個人面談、家庭訪問の機会を通し、日頃から児童生徒の様子や行動に気を配る。
- (4) 家庭訪問や保護者アンケート調査を積極的に行い、家庭と連携して児童生徒を見守る。
- (5) 地域や関係機関と日常的に連携し、積極的に情報の共有を行う。
- (6) パスワード付きサイトやSNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）を利用したいじめについては、発見が難しいため、児童生徒の変化を見逃さず、教育相談等によりいじめの実態を掴む。

4 いじめへの対応に関する指針

発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まずに、又は対応不要であると個人で判断せずに、速やかに学校いじめ対策委員会に報告する。報告を受けた学校いじめ対策委員会は組織として、いじめであるか否かを判断する。その際、いじめを受けている児童生徒を守り通すとともに、毅然とした態度で指導する。また、教職員全員の共通理解の下、保護者の協力を得て、関係機関・専門機関と連携し、対応に当たる。

- ・ いじめを受けている児童生徒の立場に立って、いじめに該当すると判断した場合にも、その全てが厳しい指導を要する場合であるとは限らない。例えば、好意から行った行為が意図せずに相手側を傷付けたが、すぐにいじめをした児童生徒が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、学校は、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も可能である。ただし、これらの場合であっても、法が定義するいじめに該当するため、事案を学校いじめ対策委員会へ報告することは必要となる。

- (1) いじめの発見・通報を受けたときの対応
 - ① いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める。
 - ② 「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。
 - ③ いじめを受けている児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保する。
 - ④ 発見・通報を受けた教職員は、直ちに学校いじめ対策委員会に報告し、情報を共有する。

⑤学校いじめ対策委員会で協議し、関係児童生徒から事情を聴き取る等、学校基本方針に沿って組織的に対応する。いじめであるか否かについて収集した情報を基に組織的に判断する。

⑥校長は、教育委員会に事実確認の結果を報告するとともに、いじめを受けている児童生徒及びいじめをしている児童生徒の保護者に連絡する。

⑦指導が困難な際、または児童生徒の生命、身体等に重大な被害が生じるおそれがある際は、ためらうことなく、所轄警察署と連携して対処する。

(2) いじめを受けている児童生徒及びその保護者への支援

①いじめを受けている児童生徒から、事実関係の聴き取りを行う。家庭訪問や電話連絡等により、保護者に事実関係を伝える。

②状況に応じて見守りを行うなど、いじめを受けている児童生徒の安全を確保する。

③いじめを受けている児童生徒に寄り添い、支えることのできる校内体制をつくる。

④状況に応じて、いじめをしている児童生徒を別室で指導する。

⑤必要に応じて、いじめを受けている児童生徒の心のケアのため、さわやか相談員やスクールカウンセラー等の協力を得る。

⑥解決したと思われる場合も含め、見守りながら経過を観察し、折に触れ必要な支援を行う。また、必要に応じて、長期休業前の事前指導や、長期休業中の家庭との緊密な連絡など、定期的な状況把握や見届けを行う。

(3) いじめをしている児童生徒への指導及びその保護者への助言

①いじめをしている児童生徒から、事実関係の聴き取りを行う。いじめが確認された場合、複数の教職員、必要に応じてさわやか相談員やスクールカウンセラーなどの協力を得て、組織的に対応し、いじめをやめさせ、その再発を防止する対応をとる。

②必要だと認められる場合、保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得た上、学校と保護者が連携して、以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求める。

③いじめをしている児童生徒への指導の際、いじめは基本的人権を侵害するものであるとの認識の下、「いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であること」を理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。

④いじめをしている児童生徒に対する成長支援の観点から、当該児童生徒が抱える問題、いじめの背景にも目を向け、当該児童生徒の健全な人格の形成に配慮する。

⑤個々の状況に応じた指導や警察との連携による対応も含め、毅然とした対応をする。

(4) いじめが起きた集団への働きかけ

①いじめを見ていた児童生徒に対しても、自分の問題として捉えさせる。

- ②誰かに知らせる勇気を持つよう伝えとともに、はやしたてるなど同調する行為は、いじめに加担する行為であることを理解させる。
- ③児童生徒が、集団の一員として、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりを進める。

(5) インターネット上のいじめへの対応

- ①計画的な情報モラル教育の推進を図り、インターネット上のいじめが重大な人権侵害に当たり、いじめを受けている児童生徒に深刻な傷を与えかねない行為であることを理解させる取組を行う。
- ②インターネット上の不適切な書き込み等については、書き込み等の拡散の被害を避けるため、直ちに削除する対応をとる。
- ③必要に応じて、法務局、警察署と連携して対応する。
- ④ネットパトロールによって得られた情報から、インターネット上のいじめやトラブルの早期発見に努める。
- ⑤インターネット上の人権侵害情報に関する相談の受付など、関係機関の取組について周知する。
- ⑥パスワード付きサイトやSNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）を利用したいじめについては、発見しにくいため、情報モラル教育を推進するとともに、これらについての保護者への啓発を進めていく。

5 川越市教育委員会との連携

いじめ問題の早期発見・早期解決と未然防止に向けて積極的に教育委員会と連携する。

(1) 相談体制の整備

- ・川越市立教育センター分室（リベアラ）におけるいじめ電話相談
- ・いじめ相談電子窓口
- ・霞ヶ関東中学校、川越西中学校に配置されているスクールカウンセラー、さわやか相談員による支援

(2) 早期発見

- ・児童生徒及び保護者対象のアンケート調査結果の市教委への報告

(3) 教職員の指導力向上研修会等の活用

- ・いじめ対応マニュアルの作成と、その活用に係る研修会
- ・いじめの対応に関する教職員研修

（教頭研修会、生徒指導主任研修会、初任者研修会、5年経験者研修会等）

(4) 児童生徒の自主的な取組支援

- ・川越市教育研究会特別活動部との連携による、児童生徒が主体的となったいじめ撲滅に向けた活動の支援（いじめ撲滅宣言等）
- ・川越市教育研究会生徒指導部との連携による、各学校の児童生徒が主体となったいじめ撲滅に向けた取組の紹介（リーフレット作成）

(5) インターネットや携帯電話を通して行われるいじめの防止

- ・ネットパトロール事業

- ・いじめ対応マニュアル（ネットいじめ編）の作成及び活用に係る研修会の実施
- (6) 川越市いじめ問題対策委員会による支援
 - ・いじめ防止に向けた調査研究及び施策の企画
 - ・学校からのいじめの報告を受け、第三者機関として調査の実施
- (7) 市教委との緊密な連携
 - ・生徒指導担当指導主事による学校訪問による指導・助言
 - ・校種間連携担当指導主事による定期的な学校訪問による指導・助言

6 いじめの解消に関する指針

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断する。

(1) いじめに係る行為が止んでいること

いじめを受けた児童生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していることを確認する。

- ・相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。
- ・いじめの行為の重大性等から、さらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、より長期の期間を設定する。
- ・相当の期間が経過するまでは、複数の教職員が関係の児童生徒の様子を含め、いじめの状況を見守り、期間が経過した段階で判断を行う。

(2) いじめを受けた児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと
いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、いじめを受けた児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められることについて、いじめを受けた児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。なお、「解消している」と判断した後も、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえて、関係児童生徒の人間関係等について、日常的に注意深く見守る必要がある。

7 保護者・地域との連携

いじめ問題の早期発見・早期解決と未然防止に向けた家庭、地域の取組を支援する。

(1) 相談窓口の周知

- ・相談窓口広報リーフレット等の配布による、相談窓口の周知
- ・スクールカウンセラーやさわやか相談員による相談活動の積極的な活用を図るための児童生徒及び保護者への周知（相談日の案内等）

(2) 情報モラルの啓発

- ・家庭教育学級及び川越市PTA連合会の研修会等における情報モラルの啓発（埼玉県警察本部サイバー犯罪対策課等との連携）

- ・情報化、情報モラルに係る研修会への保護者の参加
- (3) いじめの未然防止の広報啓発
- ・いじめの未然防止のためのスローガン等による、いじめの未然防止の啓発
 - ・入学説明会等の機会を活用した、就学前の幼児の保護者に対するいじめの未然防止に係る啓発（学校基本方針の周知等）
- (4) 学校基本方針や学校のいじめに対する取組の周知
- ・学校評議員会議やネットワーク連絡会等において、学校が抱えるいじめに係る状況や課題、学校基本方針に基づくいじめへの対応等について、共有することにより、地域ぐるみでいじめに対応する仕組みづくりの推進を図る。
 - ・学校基本方針については、各学校のホームページへ掲載するとともに、その他の方法により、保護者や地域住民に積極的に周知を図る。

第3章 重大事態への対処

1 学校による調査・報告

重大事態が発生した場合は、同種の事故の発生防止に資するため、速やかに適切な方法により事実関係を明確にするための調査を行い、教育委員会や保護者に必要な情報を適切に提供する。

(1) 重大事態の定義

重大事態とは、いじめにより、児童生徒に、次のような重大な被害等が生じた疑いがあると認める場合とする。

- ① 児童生徒が自殺を企図した
- ② 身体に重大な傷害を負った
- ③ 金品等に重大な被害を被った
- ④ 精神性の疾患を発症した
- ⑤ 相当の期間（年間30日）学校を欠席することを余儀なくされた
- ⑥ その他校長や教育委員会が認めるもの
 - ・児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記の日数に関わらず、学校、教育委員会の判断により、迅速に調査に着手する。
 - ・児童生徒や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査に当たる。
 - ・児童生徒又は保護者からの申立ては、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性があることから、調査をしないまま、いじめの重大事態ではないと断言できないことに留意する。

(2) 重大事態発生時の報告

重大事態が発生した場合、学校は教育委員会へ発生を報告する。その際、調査の主体が学校になるのか対策委員会になるのかを確認する。

(3) 重大事態の調査について

- ①学校は教育委員会の指導・助言のもと、重大事態の調査を行うための組織（以下、「調査組織」という。）を設置し、事実関係を明確にするための調査を実施する。なお、重大事態が起きてから急遽調査組織を立ち上げることは困難である点に留意し、平素から迅速な調査の実施に備える。
 - ②調査組織の構成については、学校が主体で調査を実施する場合には、学校いじめ対策委員会を母体として、当該重大事態の性質上、必要に応じて適切な専門家を加える。なお、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有する構成員が含まれる場合には、その者を除いて調査に当たる等の配慮により、当該調査の公平性・中立性を確保する。
 - ③いじめ行為の事実関係を、いつ、誰から行われ、どのような様態であったか、いじめを生んだ背景や人間関係にどのような問題があったのか、学校はどのように対応したのかを客観的に速やかに明確にする。
- （４）いじめを受けている児童生徒からの聴き取りが可能な場合
- ①事実関係の確認とともに、いじめをしている児童生徒への指導を行い、いじめ行為を止める。
 - ②いじめを受けた児童生徒や情報を提供してくれた児童生徒を守ることを最優先として調査を実施する。
 - ③いじめを受けた児童生徒に対しては、事情や心情を聴取し、いじめを受けた児童生徒の状況にあわせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等を行う。
- （５）いじめを受けている児童生徒からの聴き取りが不可能な場合
- ①児童生徒の入院や死亡など、いじめられた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合は当該児童生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に今後の調査について協議し、その上で調査を行う。
 - ②調査方法としては、在籍児童生徒や教職員に対するアンケート調査や聴き取り調査が考えられる。

（自殺の背景調査における注意事項）

児童生徒の自殺という事態が起こった場合の調査の在り方については、その後の自殺防止に資する観点から、自殺の背景調査を実施することが必要である。この調査においては、亡くなった児童生徒の尊厳を保持しつつ、その死に至った経過を検証し再発防止策を講ずることを目指し、遺族の気持ちに十分配慮しながら行うことが必要である。

いじめがその要因として疑われる場合の調査については、法第２８条第１項に定める調査に相当することとなり、その調査の在り方等については、次の事項に留意し、「児童生徒の自殺が起きたときの調査の指針」（平成２３年３月児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議）を参考にする。

- ①背景調査に当たり、遺族が、当該児童生徒を最も身近に知り、また、背景調査について切実な心情を持つことを認識し、その要望・意見を十分に聴取するとともに、できる限りの配慮と説明を行う。
- ②在校生及びその保護者に対しても、できる限りの配慮と説明を行う。

- ③死亡した児童生徒が置かれていた状況として、いじめの疑いがあることを踏まえ、学校は、遺族に対して主体的に、在校生へのアンケート調査や一斉聴き取り調査を含む詳しい調査の実施を提案する。
- ④詳しい調査を行うに当たり、学校は、遺族に対して、調査の目的・目標、調査を行う組織の構成、調査の概ねの期間や方法、入手した資料の取扱い、遺族に対する説明の在り方や調査結果の公表に関する方針について、できる限り遺族と合意しておくことが必要である。
- ⑤調査を行う組織については、学校においては学校いじめ対策委員会を、教育委員会においては対策委員会を基に、弁護士、精神科医、学識経験者及び心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有する者ではない者の参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努める。
- ⑥背景調査においては、自殺が起きた後の時間の経過等に伴う制約の下で、できる限り偏りのない資料や情報を多く収集し、それらの信頼性の吟味を含めて、客観的に、特定の資料や情報にのみ依拠することなく総合的に分析評価を行う。
- ⑦客観的な事実関係の調査を迅速に進めることが必要であり、それらの事実の影響についての分析評価については、専門的知識及び経験を有する者の援助を求めることが必要であることに留意する。
- ⑧学校が調査を行う場合においては、教育委員会から情報の提供について必要な指導及び支援を受ける。
- ⑨情報発信・報道対応については、プライバシーへの配慮の上、正確で一貫した情報提供が必要であり、初期の段階で情報がないからといって、トラブルや不適切な対応がなかったと決めつけることや、断片的な情報で誤解を与えることのないよう留意する。なお、亡くなった児童生徒の尊厳の保持や、児童生徒の自殺は連鎖の可能性があることなどを踏まえ、報道の在り方に特別の注意が必要であり、WHO（世界保健機関）による自殺報道への提言を参考にする。

（６）調査結果の提供

- ①調査で明らかになった事実関係を、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対し適切に提供する。
- ②いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係（いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような様態であったか、いじめを生んだ背景・事情や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなど）について、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して説明する。また、適時、適切な方法で、経過報告も行う。
- ③これらの情報の提供に当たっては、学校は、他の児童生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。ただし、いたずらに個人情報保護を盾に説明を怠るようなことはしない。

④アンケートによる調査については、いじめを受けた児童生徒又はその保護者に提供する場合があることをあらかじめ念頭に置き、調査に先立ち、その旨を調査対象となる在校生やその保護者に説明する。

⑤学校が調査を行う際、教育委員会から情報提供の内容・方法・時期などについて必要な指導及び支援を受ける。

(7) 調査結果の報告

①調査結果については、学校は教育委員会に報告する。(学校は「いじめ問題重大事態調査報告書」にて報告)

②上記の説明の結果を踏まえて、いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告に添えて送付する。

(8) 留意事項

重大事態が発生した場合に、関係のあった児童生徒が深く傷付き、学校全体の児童生徒や保護者や地域にも不安や動揺が広がったり、時には事実に基づかない風評等が流れたりする場合もある。学校は、児童生徒や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めるとともに、一貫した情報発信、個人のプライバシーへの配慮に留意する。